

はじめに

本書を手にとられた方の中には、これから学習を開始される方も、既に学習経験のある方もいらっしゃるでしょう。ここでは、どちらの方にも共通する、試験に受かりやすい方の特徴を3つ挙げてみます。

第1の特徴は「性格が素直な人」です。例えば、受験指導校をご利用された場合は、その受験指導校で“このように学習すればいい”といわれたことをしっかりと聞き、そこから提供される教材を活用して着実に学習ができる人です。

第2の特徴は「学習の習慣ができている人」です。毎日、コンスタントに学習し続けることのできる方は、その習慣が身につくための工夫をしています。例えば、毎日の生活の中で、小刻みな隙間時間を見逃さずに、その隙間時間を利用してしっかり毎日の繰り返し学習をし続ける人です。

そして第3の特徴は「試験傾向をつかんでいる人」です。では、なぜ試験傾向をつかまなければならぬのでしょうか。その理由は2つあります。1つ目の理由は、多くの受験生が試験傾向を研究しているからです。多くの受験生が知っていることを自分が知らない状態では試験問題を克服して合格を勝ち取る確率はかなり低くなってしまいます。2つ目の理由は、試験傾向を研究することにより、無駄なく勉強を進めることができるからです。中小企業診断士第1次試験の出題範囲は大変広いので、この範囲を漫然と、くまなく学習していたのでは、いくら時間があっても足りません。試験傾向をつかむことにより、第1次試験のそれぞれの科目で修得しなければならない重要論点を絞り込み、効率的に学習をすることができるようになります。

第1・第2の特徴は個人の資質に左右されるところが多くありますが、第3の特徴は誰にでもできることです。この第3の特徴である「試験傾向をつかんでいる人」になるための最良の教材が過去問題集です。

本書は、2017年(平成29年)から2021年(令和3年)までの直近の5年間に出题された「中小企業診断士第1次試験」の問題を科目ごとに収録した過去問題集です。第1次試験において出题された、各問題について充実した解説を開示することにより、各問題でその解答が導かれた考え方を学ぶことができるようになっております。

資格の大原 中小企業診断士講座で行われる講義では過去問題を重視しています。過去問題を分析し、その出題傾向などを明らかにし、本試験問題を解く訓練を繰り返し行うことは、合格のための実力を身につけるために一番役立ちます。本書を通じてその一端を知って頂ければ幸いです。

最後に、中小企業診断士試験は決して簡単な試験ではありません。しかし、皆様方がこれまでお歩みになられてきた人生を振り返って下さい。そして、将来の達成したい目的を思い描いて下さい。きっと、過去を振り返ってみれば、苦しみが大きかった経験からは、大きな喜びを得た経験があるのではないのでしょうか。逆に、苦しみが小さいときには喜びも小さく、苦勞はしても、もっと努力していればよかったと思われることが、あったのではないのでしょうか。

本書を手にとられた皆様は、これから中小企業診断士資格の受験を通して、将来の皆様それぞれの目的を達成されて行かようとしていらっしゃると思います。受験勉強での苦しみが大きければ大きいほど、中小企業診断士の資格を手段とする目的が達成されたとき、その充実感はいくらも大きなものになると思います。本書が、皆様の目的達成のための手段としての中小企業診断士試験合格の一助となれば幸いです。

2021年9月

資格の大原 中小企業診断士講座 スタッフ一同

【中小企業経営・中小企業政策の学習のポイント・学習法】

<中小企業経営>

本試験では、基本的に試験が実施される前年度版の『中小企業白書』及び『小規模企業白書』の内容から出題されますので、これらを項目別に丁寧に押さえていくことが必要となります。これらの白書の内容は、例年、①中小企業及び小規模事業者の動向、②その年のトピックス的な内容から構成されています。このうち、②の図表に関する出題が主となっています。

中小企業経営の学習は、白書に記述されている内容について、第1段階として章別に目を通し、第2段階として、資金調達、創業、経営革新、倒産・廃業、事業譲渡などの論点別に、現状、課題、今後の方向性といった角度から整理していきましょう。さらに、製造業、卸売業、小売業、サービス業など、業種別の動向を、巻末の付属統計資料で確認しておきましょう。

<中小企業政策>

中小企業政策の学習は、まず、全体像の把握が必要です。中小企業基本法の体系を基に支援策を整理していくことで、支援策同士の関連や特徴の違いが理解しやすくなります。

頻出事項は、中小企業基本法、小規模企業振興基本法、資金調達、中小企業等経営強化法、中小企業の組合、下請対策、共済制度などです。また、内容の改正が行われた場合には、出題される確率が高くなっているのが特徴です。各支援策の整理をしていくには、①実施主体、②対象、③主な支援策について、類似した支援策との比較をしていくことが効率的です。

また、中小企業庁、中小企業基盤整備機構および日本政策金融公庫等のホームページにて各種支援策の確認ができますので、**改正事項の確認を必ず行いましょう。**

最後に、本書の本試験問題及びそれに関する解答・解説は、各年度の本試験実施時点における法律・規則等に基づくものであることを予めご承知おきください。

問題編

令和 3 年度

問 題

本過去問題集は5年分の過去問題を各出題年度に出題されたとおりに収録しております。また解答・解説も各年度の法律などに準拠して作成されております。

問題につけられた **参考** は各出題年度の後に法改正が行われたり、新しい中小企業白書が発行されるなどの事由により、令和3年8月時点において、問題全体、選択肢または解答・解説の内容が不適切になってしまった問題をお知らせしております。

令和4年度の第1次試験対策としてはそのままご利用できませんのでご注意ください。 なお、当該問題については、本試験の「問題の問われ方」や「出題傾向」などの参考資料としてご利用下さい。

令和3年度 問題

第1問

総務省・経済産業省「平成28年経済センサスー活動調査」に基づき、企業数について、資本金規模別と常用雇用者規模別に見た場合の記述として、最も適切なものはどれか。

なお、企業数は会社数と個人事業者数の合計とする。

- ア 資本金5,000万円以下（個人事業者を含む）の企業数、常用雇用者数50人以下の企業数とも、企業数全体の約5割を占めている。
- イ 資本金5,000万円以下（個人事業者を含む）の企業数、常用雇用者数50人以下の企業数とも、企業数全体の9割以上を占めている。
- ウ 資本金5,000万円以下（個人事業者を含む）の企業数は企業数全体の約5割を占め、常用雇用者数50人以下の企業数は企業数全体の9割以上を占めている。
- エ 資本金5,000万円以下（個人事業者を含む）の企業数は企業数全体の9割以上を占め、常用雇用者数50人以下の企業数は企業数全体の約5割を占めている。

第2問

総務省・経済産業省「平成28年経済センサスー活動調査」に基づき、中小企業について、業種別・企業規模別に企業数と従業者数を見た場合の記述として、最も適切なものはどれか。

なお、企業数は会社数と個人事業者数の合計とする。企業規模区分は中小企業基本法に準ずるものとする。

- ア 非製造業の小規模企業は、中小企業数全体の約4割、中小企業の従業者数全体の約5割を占めている。
- イ 非製造業の小規模企業は、中小企業数全体の約5割、中小企業の従業者数全体の約6割を占めている。
- ウ 非製造業は中小企業数全体の約8割、中小企業の従業者数全体の約7割を占めている。
- エ 非製造業は中小企業数全体の約9割、中小企業の従業者数全体の約8割を占めている。

第3問 **参考**

財務省「平成30年度法人企業統計調査年報」に基づき、企業規模別・業種別の資本装備率を見た場合の記述として、最も適切なものはどれか。

なお、ここで大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。資本装備率は有形固定資産（建設仮勘定を除く）（期首・期末平均）を従業員数で除して算出する。

- ア 中小企業（製造業）の資本装備率は、大企業（非製造業）、中小企業（非製造業）とも上回る。
- イ 中小企業（製造業）の資本装備率は、大企業（非製造業）、中小企業（非製造業）とも下回る。
- ウ 中小企業（製造業）の資本装備率は、大企業（非製造業）を上回り、中小企業（非製造業）を下回る。
- エ 中小企業（製造業）の資本装備率は、大企業（非製造業）を下回り、中小企業（非製造業）を上回る。

第4問

次の文章を読んで、下記の設問に答えよ。

総務省「平成26年経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス活動調査」に基づき、2012年から2016年にかけて存続した企業（存続企業）における企業規模間の移動状況を見た場合、企業規模に変化のない企業が存続企業全体の約 %を占め、企業規模を拡大した企業（規模拡大企業）数は企業規模を縮小した企業（規模縮小企業）数を 。

規模拡大企業の内訳を見ると、ほとんどが への拡大で占められている。また、規模縮小企業の内訳を見ると、ほとんどが への縮小で占められている。

なお、企業規模間の移動は小規模企業、中規模企業、大企業で見えるものとし、中規模企業は小規模企業以外の中小企業を指すものとする。企業規模区分は中小企業基本法に準ずるものとする。

（設問1）

文中の空欄AとBに入る数値と語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ア A : 75 B : 上回っている
- イ A : 75 B : 下回っている
- ウ A : 95 B : 上回っている
- エ A : 95 B : 下回っている

（設問2）

文中の空欄CとDに入る語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ア C : 小規模企業から中規模企業 D : 大企業から中規模企業
- イ C : 小規模企業から中規模企業 D : 中規模企業から小規模企業
- ウ C : 中規模企業から大企業 D : 大企業から中規模企業
- エ C : 中規模企業から大企業 D : 中規模企業から小規模企業

解答・解説編

令和 3 年度

解答・解説

令和3年度 解答

問題	設問	正解	配点	正解率
第1問	—	イ	2	A
第2問	—	エ	3	D
第3問	—	イ	3	D
第4問	設問1	ウ	2	C
	設問2	イ	2	A
第5問	—	エ	3	C
第6問	—	ウ	3	A
第7問	—	ウ	2	A
第8問	—	ウ	2	A
第9問	—	エ	2	A
第10問	—	イ	2	A
第11問	—	ウ	3	A
第12問	—	ア	2	A
第13問	—	エ	2	B
第14問	設問1	ウ	2	C
	設問2	ウ	3	A
第15問	設問1	ウ	3	D
	設問2	ウ	2	D
第16問	—	ア	2	A
第17問	—	ア	2	B
第18問	—	オ	3	B

問題	設問	正解	配点	正解率
第19問	設問1	エ	3	B
	設問2	エ	2	A
第20問	設問1	エ	3	D
	設問2	ア	2	A
第21問	設問1	エ	2	D
	設問2	エ	3	D
第22問	設問1	—	2	—
	設問2	—	3	—
第23問	設問1	ウ	3	C
	設問2	ウ	2	D
第24問	設問1	—	—	—
	設問2	イ	3	C
第25問	設問1	エ	2	D
	設問2	ウ	3	D
第26問	設問1	ウ	3	A
	設問2	ウ	2	A
第27問	設問1	イ	3	C
	設問2	エ	2	D
第28問	—	イ	2	A
第29問	設問1	ア	3	A
	設問2	ウ	2	A

※正解及び配点は、(社)中小企業診断協会から発表されたものです。

※正解率は、当校の採点サービスに基づいたものですので、ご注意ください。

- A：正解率60%以上
- B：正解率50%以上60%未満
- C：正解率40%以上50%未満
- D：正解率40%未満

- ・第22問は、問題として不適切であるため、すべての受験者の解答を正解とする。
- ・第24問（設問1）は、採点対象外。

令和3年度 解説

<総評>

令和3年度の本試験は、例年どおり42問の設問数であった。出題内容別で見ると、中小企業経営が21設問、中小企業政策が21設問と、こちらも例年どおりであった。

難易度は、中小企業経営、中小企業政策ともやや難しかったため、全体的には昨年度よりも難易度は高くなったものと考えられる。

(中小企業経営)

21設問のうち、『2020年版中小企業白書』からの出題が18設問、『2020年版小規模企業白書』からの出題が3設問であった。中小企業経営は、白書の特徴をしっかりと押さえられたかどうかで得点に大きく左右する。また、第17問は『2020年版中小企業白書』のコラムからの出題であり対応は難しかったと思われる。

第1問・第2問（企業数）、第7問（設備投資の目的）、第11問（知的財産権別出願件数）、第12問（知的財産権別使用率）、第13問（外部連携）、第16問（従業者規模別の雇用実態）を中心に、その他の問題で可能な限り得点を積み重ねたい。

(中小企業政策)

21設問のうち、概ね例年どおりの頻出論点を取り上げられている。ただし、出題頻度の高い経営革新やものづくり補助金などの出題がなかった。合格基準点である60点を上回る得点を獲得するには、中小企業政策で、これまでに出题されたテーマをいかにミスせずに得点できたかがポイントとなるだろう。

頻出論点である第19問（中小企業者の範囲・小規模企業者の範囲）、第20問（中小企業基本法）、第25問（小規模事業者持続化補助金）、第26問（マル経融資）などで得点を積み重ねたい。

第1問

【解答】

イ

【本問の論点】

資本金規模別・常用雇用者規模別に見た企業数に関する問題である。

(『中小企業白書・小規模企業白書2020年版④』P I-172~173)

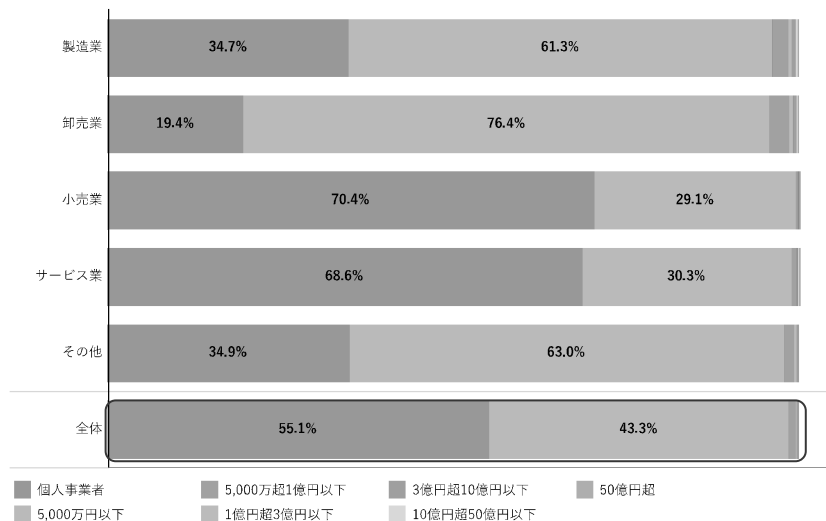
【解説】

総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」に基づき、資本金規模別の企業分布を業種別に見ると、いずれの業種においても、資本金5,000万円以下の企業及び個人事業者が大半(98.4%)を占めていることが分かる。

また、常用雇用者数の規模別の企業分布を業種別に見ると、いずれの業種においても、常用雇用者数50人以下の企業が大半(97.4%)を占めていることが分かる。

よって、「資本金5,000万円以下(個人事業者を含む)の企業数、常用雇用者数50人以下の企業数とも、企業数全体の9割以上を占めている。」という記述の「イ」が正解である。

第1-4-2図 業種別・資本金別、中小企業の数

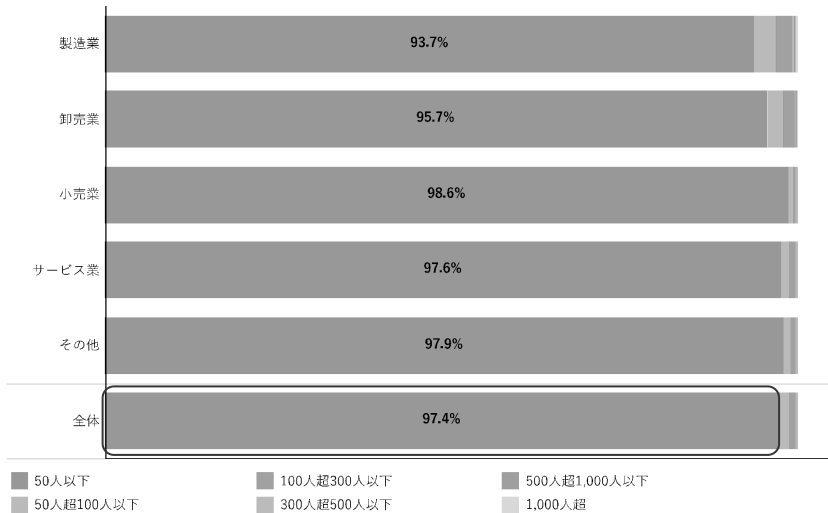


資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」再編加工

(注)1. 企業数=会社数+個人事業者数とする。

2. 業種は、標準産業分類上の「製造業」、並びに中小企業基本法上で定める「卸売業」、「小売業」、「サービス業」を指す。

第1-4-3図 業種別・常用雇用者数別、中小企業の数



資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス・活動調査」再編加工

(注)1. 企業数=会社数+個人事業者数とする。

2. 業種は、標準産業分類上の「製造業」、並びに中小企業基本法上で定める「卸売業」、「小売業」、「サービス業」を指す。

第2問

【解答】

エ

【本問の論点】

規模別・業種別の企業数と従業者数に関する問題である。

(『中小企業白書・小規模企業白書2020年版④』P I-170~171)

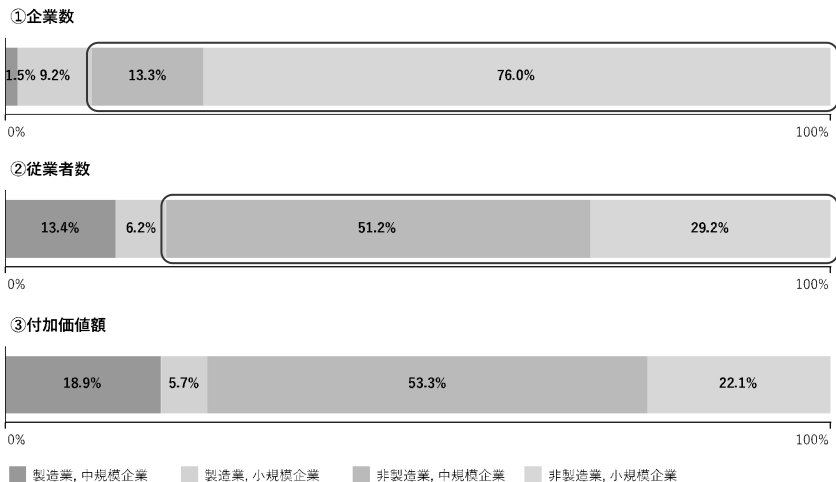
【解説】

総務省・経済産業省「平成28年経済センサス・活動調査」に基づき、業種別・規模別に見た、中小企業の企業数を見ると、中小企業の約9割が非製造業であるのに対し、製造業は約1割である。

次に、従業者数を見ると、全体の約8割が非製造業であり、製造業は約2割であることが分かる。

したがって、「エ」が正解である。

第1-4-1図 規模別・業種別の企業数・従業員数・付加価値額の内訳



資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」再編加工
 (注)企業数=会社数+個人事業者数とする。

第3問

【解答】

イ

【本問の論点】

企業規模別・業種別の資本装備率に関する問題である。
 (『中小企業白書・小規模企業白書2020年版④』P I-98)

【解説】

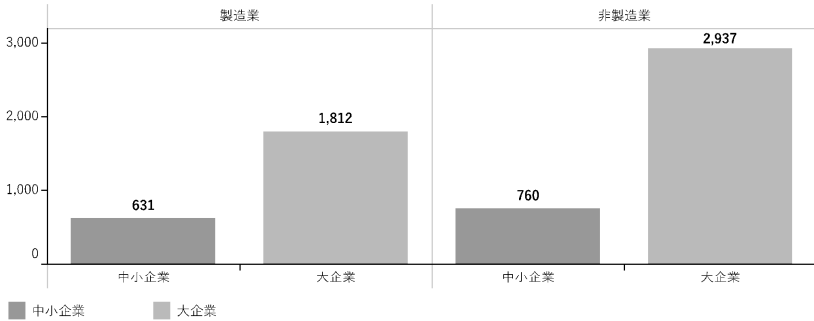
財務省「平成30年度法人企業統計調査年報」に基づき、労働生産性の構成要素である資本装備率について見る。生産性を向上させるためには、機械や設備への投資は有効な手段の一つであり、こうした機械や設備への投資の程度を表すのが資本装備率である。資本装備率を見ると、製造業、非製造業共に大企業と中小企業の格差が大きく、労働生産性の規模間格差につながっていると考えられる。

第1-2-2図より、中小企業（製造業）の資本装備率は、大企業（非製造業）、中小企業（非製造業）とも下回る。

したがって、「イ」が正解である。

第1-2-2図 企業規模別・業種別の資本装備率

(万円/人)



資料：財務省「平成30年度法人企業統計調査年報」

(注)1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。

2.資本装備率=有形固定資産(建設仮勘定を除く)/(期首・期末平均)/従業員数

第4問

【解答】

(設問1) ウ (設問2) イ

【本問の論点】

存続企業の規模間移動の状況(2012年～2016年)に関する問題である。

(『中小企業白書・小規模企業白書2020年版④』P I-113)

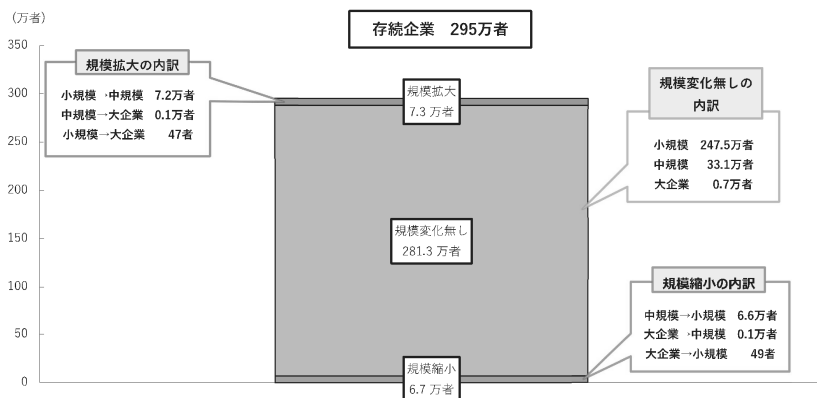
【解説】

総務省「平成26年経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス活動調査」に基づき、2012年から2016年にかけて存続した企業における企業規模間の移動状況について示したのを見ると、存続企業の約95%に当たる281.3万者については規模の変化がないものの、規模を拡大させた企業が7.3万者、規模を縮小させた企業が6.7万者存在し(つまり、企業規模を拡大した企業(規模拡大企業)数は企業規模を縮小した企業(規模縮小企業)数を上回っている)、それらのうちほとんどが小規模企業から中規模企業への拡大、中規模企業から小規模企業への縮小で占められていることが分かる。

設問1は、「空欄A：95、空欄B：上回っている」の組み合わせである「ウ」が正解である。

一方、設問2は、「空欄C：小規模企業から中規模企業、空欄D：中規模企業から小規模企業」の組み合わせである「イ」が正解である。

第1-3-4図 存続企業の規模間移動の状況（2012年～2016年）



資料：総務省「平成26年経済センサス・基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス・活動調査」再編加工
 (注) ここでいう存続企業とは、各調査によって2012年2月、2014年7月、2016年6月の3時点で存在が確認できた企業を指す。

第5問

【解答】

エ

【本問の論点】

業種別に見た、労働生産性の規模間格差（差分）に関する問題である。

（『中小企業白書・小規模企業白書2020年版④』P I-103）

【解説】

総務省・経済産業省「平成28年経済センサス・活動調査」に基づき、大企業と小規模企業の労働生産性の値の差分を用いて、労働生産性の規模間格差を業種別に示したものをみると、「建設業」や「製造業」、「情報通信業」、「卸売業」では企業規模間での差が大きいことが分かる。他方、「運輸業、郵便業」や「小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」では、大企業も含め業種全体での労働生産性の水準が低いこともあり、企業規模格差は比較的小さい。

労働生産性の規模間格差は、製造業579万円、建設業649万円、小売業256万円である。

したがって、「エ」が正解である。